

平成26年2月14日制定

## 社会保険等の未加入対策の実施について

平成26年度から、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の公平で健全な競争環境を構築するため「建設業における社会保険等の未加入対策」を実施していますが、平成29年度から、社会保険等（※1）の未加入対策を次のように変更します。

社会保険等への加入手続きには日数を要しますので、未加入者（適用除外者を除く）に該当する場合は、早期に加入手続きを行ってください。

### 1. 変更後の対策の内容

#### (1) 競争入札参加資格登録について

- ①社会保険等への加入義務がある事業者が加入していない場合、本市の競争入札参加資格登録を認めません。
- ②登録済みの事業者においても加入義務がある事業者が加入していない場合、登録更新を認めません。

#### (2) 一次下請契約について

- ①社会保険等未加入建設業者（※2）を一次下請契約の相手としてはならない。
- ②原則として施工体制台帳により確認します。施工体制台帳を作成及び変更作成した場合は、速やかにその写しを本市監督員に提出してください。
- ③上記①に違反していることが判明した場合は、元請業者に対して完成検査評定時の工事成績点を減算します。また、しゅん工時に施工体制台帳等ですべての下請業者の社会保険等未加入状況を確認し、未加入業者を確認した場合には建設業許可権者へ通報します。

※1 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険、雇用保険をいいます。

※2 社会保険等未加入建設業者とは、健康保険法第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務又は雇用保険法第7条の規定による届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者）をいい、当該届出義務がない者を除きます

### 2. 社会保険等の未加入対策の実施開始日

平成29年4月1日から実施を開始します。

### 3. 社会保険等の未加入対策の対象

上記の実施開始日以降に、契約課で行う工事請負契約（単価契約を含む）とします。

## 4. 加入義務がない場合の取扱い

「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」に除外と表示されていることを確認します。

## 5. 経営事項審査後に新たに社会保険等に加入している場合の提出書類等

(1) 社会保険等に加入したことを証明できる書類（写しを提出）

申請時に以下の書類を提出してください。

社会保険の種類	本市で指定する証明書類一覧
雇用保険	1) 「労働保険概算・確定保険料申告書」 2) 「保険料納入に係る領収済通知書」 ※ 1) と 2) の両方の書類が必要です。
健康保険	下記のAかBで該当する方の書類を提出してください。 A. 新規に「有」の場合 1) 健康保険料の納入に係る「領収証書」 2) 健康保険料の納入に係る「納入証明書」 ※ 1) または 2) のどちらかの書類が必要です。 B. 新規に「除外」の場合 3) 「健康保険被保険者適用除外承認証」 4) 「国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険など）の領収書等」 ※ 3) と 4) の両方の書類が必要です。
厚生年金保険	1) 厚生年金保険料の納入に係る領収証書 2) 厚生年金保険料の納入に係る納入証明書 ※ 1) または 2) のどちらかの書類が必要です。
※注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の証明書類のうち、<u>領収書等は、原則として、全て提出日の前月分のも</u>とします。</li> <li>従業員の人数変更（退職等）により適用除外となった場合は、本市での事実確認が困難なため、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」で適用除外と認められるまで、社会保険未加入（上記の4(3)の表示内容「無」）と同様の取り扱いとなります。</li> </ul>

- (2) 上記の5(1)の証明書類の提出は、財務部契約課で随時受け付けます。提出の際には、提出書類の左肩に事業者名・認定番号(6ケタの番号)の記載をお願いします。また、郵送で書類を提出する場合は、「経営事項審査後に新たに社会保険に加入している場合の提出書類等」であることがわかるよう、封筒等に記載をお願いします。
- (3) 上記の5(1)で提出された証明書類は、契約課の受け付け時に内容の審査を行い、「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」と一緒に契約課で保管します。保管期間は、各事業者から次の「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」が提出されるまでとします。
- (4) 上記の5(1)で提出された証明書類の有効期限は、証明書類を提出する元となった「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」(上記の4(2)で確認に使用する同通知書)の有効期限と同期間とします。

平成 29 年 4 月 1 日改正  
令和元年6月24日改正